

美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザルに係る質問について

項 目	資料について
質問内容	測量図をHPからダウンロードできるようにしていただくことは可能か。
回 答	無償貸付用地のうち109-4、110-3、116、112-2の地積測量図については、参加表明書をご提出いただいた事業者に個別に提供いたします。

項 目	現保育園の図面
質問内容	参考としたいため、下米田保育園の平面図及び断面図を頂けないでしょうか？また、合わせて敷地測量図（高低測量含む）を頂けないでしょうか？
回 答	下米田保育園の平面図、断面図、無償貸付用地のうち109-4、110-3、116、112-2の地積測量図については参加表明書をご提出いただいた事業者に個別に提供いたします。

項 目	実施要領7ページ 7 参加表明書の提出（1）提出書類
質問内容	④国税の納税証明書（法人税及び消費税及び地方消費税に係るもの）、⑤本店または支店の所在地における市町村税の完納証明書（直近3年分）について社会福祉法人も提出の必要がありますか。
回 答	社会福祉法人については④は提出不要ですが、⑤は提出が必要です。主に、地方税の住民税（特別徴収）を想定しています。

項 目	実施要領7ページ 10 提案書等の提出（1）提出書類
質問内容	「各ページの下部中央にページ番号（通し番号）を付すこと」との記載がありますが、提出書類全てを通しての番号でしょうか。もしくは、提出書類番号ごとのページ番号でしょうか。
回 答	提出書類番号ごとのページ番号です。

項 目	実施要領8ページ 12 審査手順（2）第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
質問内容	プレゼンテーションの参加人数、担当職務（事業責任者、施設長候補等）の指定はあるでしょうか。
回 答	特に指定はございません。事業者の席を4名分用意させていただくよう予定しています。ヒアリングに対応できるようにお願いします。

項 目	実施要領 8 ページ (2) 第 2 次 審 査 (プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ)
質問内容	プレゼンテーションについて、説明用の追加資料は配布可能でしょうか？(提案書の内容を簡潔にまとめたものを想定しており、提案書以外のことは記載しません)
回 答	各提案書を補完(簡潔にまとめてある、審査が簡易になる等)する程度のものは可能です。

項 目	現保育園の現状について
質問内容	「美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領に係る仕様書」8 ページに記載されている『入所園児の推移 ※各年 4 月 1 日 基 準 (単 位 : 人) 』 にお け る、 R 5 年 度 時 点 の 保 育 士 等 の 職 員 配 置 状 況 について、ご教示ください。
回 答	園長 1 名、保育士 1 4 名(正職員 6 名、会計年度任用職員 8 名)、事務職員 1 名となっています。

項 目	現保育園の現状について
質問内容	現保育園に勤務している教職員の雇用条件(雇用契約、給与水準)をご教示ください。
回 答	正職員の雇用条件については「美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「美濃加茂市職員の給与に関する条例」、市HPで公表しております「R 4 給与・定員管理等について」をご参照ください。また会計年度任用職員については「美濃加茂市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例」、「美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則」をご参照ください。会計年度任用職員の任用については、別紙 1、2 の任用通知書のひな型を使用して任用しております。

項 目	職員について
質問内容	現在の下米田保育園の職員が転籍することは想定できるのか。
回 答	過去の当市の民営化や指定管理を鑑みると、正職員の転籍は想定していません。一方で、会計年度任用職員については過去複数名転籍をしており、今回も想定しています。会計年度任用職員向けに採用説明会を開催するなど、転籍に向けた働き掛けをご検討いただければと思います。 また、市としてもできる限り協力をさせていただきます。

項 目	民営化後の保育について
質問内容	民営化の条件の中に、「公立の保育を引き継ぐこと」を設定している自治体もありますが、今回の下米田保育園の民営化の条件に、「下米田保育園の保育を引き継ぐこと」は入っているのでしょうか。入っているとすれば、どれぐらいの期間を考えているかを教えてください。
回答	特に条件としていませんが、現在の下米田保育園の保護者から好評を得ている事業は引き継ぎつつ、事業者の特色を出した保育をしていただきたいと存じます。

項 目	現保育園の現状について
質問内容	「美濃加茂市公告第16号 美濃加茂市公共用地活用型民間保育施設整備運営事業者募集事業公募型プロポーザル方式実施要領」8ページに記載されている『①提案の的確性』における『保育事業の専門性』及び『特色ある保育サービスの提案』について、現状の保育体制を踏襲することを前提としつつも、新たな取組を提案していく際に、留意すべきと考えられている点をご教示ください。
回 答	保育士を十分に配置したうえで、保護者とのコミュニケーションをしっかりと取り、新たな取組についても園・保育士から保護者へ丁寧な説明を尽くすことで、今までの園と保護者の関係性を崩さず、保護者が戸惑うことのない提案をしていただくことに留意いただければと存じます。

項 目	仕様書2ページ 無償貸付の条件②…現保育園の利用児童等に関すること
質問内容	現保育園利用児童を優先的に引き継ぐにあたり、現保育園運営中に引継ぎ保育は行うのでしょうか。行う場合、保育園運営の引継ぎ期間、実施日数、参加職員、その際の費用などご教授ください。
回 答	現保育園運営期間中の引き継ぎ保育は行いたいと考えていますが、期間、費用等は決定事業者との協議により決定いたします。 あくまで参考ですが、蜂屋保育園の民営化の際は次のとおりです。 引継ぎ期間 令和3年度の1年間 実施日数 当該年度における美濃加茂市保育園の設置及び管理に関する条例（平成27年美濃加茂市条例第2号）第5条に規定する休園日を除いた日数 参加職員 1名 その際の費用 人件費は、当該引継ぎ法人負担

項 目	仕様書 4 ページ 無償貸付の条件⑦…保育業務に関すること
質問内容	現保育園で行われている下米田地区のまちづくり協議体との交流の内容をお示しください。
回 答	<p>現保育園で行っている、地域との交流は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特別養護老人ホームとの交流（年長児の施設訪問（年 2 回）、施設利用者の園訪問（年 5 回）） ・下米田地区夏祭りへの協力（ちょうちんの絵協力） ・敬老会への参加（ステージ発表） ・高齢者サロンへの参加（年 2 回） ・地元高校との交流会（芋掘り体験） ・下米田地区文化祭（園児の作品展示） <p>まちづくり協議体から要望を受けているものは、別紙 3 のとおりです。</p>

項 目	地域の子育て支援
質問内容	地域の未就園児及び保護者、地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与など地域の子育て支援、コミュニティー活動または災害時における避難所に係る事業とは具体的に教えていただいてもよろしいでしょうか？
回 答	<p>「地域の未就園児及び保護者に対する施設利用の便宜供与」</p> <p>→園庭開放</p> <p>「地域自治会活動に対する施設利用の便宜供与」</p> <p>→まちづくり協議体との交流</p> <p>を想定しています。</p> <p>災害時における避難所</p> <p>→現保育園が、市の二次避難所となっており、民営化後も引き続き避難所として使用させていただくことを想定しています。</p> <p>なお、本市防災安全課との間で災害時の協力に関する協定を結ぶこととなります。</p>

項 目	仕様書 3 ページ （4）一時預かり事業
質問内容	一時預かり事業は、余裕活用型でも実施は可能でしょうか？ 専用室が必要でしょうか？
回 答	<p>余裕活用型の実施は可能と考えますが、現在、美濃加茂市が実施している一時預かりは一般型のみであるため、本市健康こども部子育て支援課と協議し美濃加茂市子ども・子育て支援事業計画に計上することが必要と考えます。</p> <p>専用室については、「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号）」に準じます。</p>

項 目	現保育園の現状
質問内容	入所園児の推移が令和元年以降年々減少している理由は何故でしょうか？ また、年々入所園児数が減少している現状に対し、本件定員が120名～150名の設定としている理由は何故でしょうか？
回 答	令和元年度以降年々減少している理由は、市内において、令和元年度から令和4年度にかけて小規模保育園3園が新規開園、幼稚園から認定こども園への移行が2園、公立保育園の統廃合、民営化等が3園あったことが要因と考えられます。 120名～150名の設定とした根拠は、例年下米田地区の児童のうち1学年20名～30名程度が、地域外の保育所又は幼稚園に在籍していることから、その3割～5割程度が、新下米田保育園を希望されると想定しているためです。

項 目	仕様書3ページ 無償貸付の条件④…保育事業等に関すること
質問内容	「認可定員120～150名程度」と記載がありますが、令和元年以降の入所園児数から推察する限り、開園当初から120名を超える保育ニーズは見込めないと考えます。開園初年度は令和7年度の入所園児数及び利用申込数を考慮した認可定員とし、それに基づいた公定価格算出とすることは可能でしょうか。 例：認可定員120名で整備→実ニーズに合わせ90名で認可。 運営補助金も90名の公定価格で算出。
回 答	認可定員は実施要領に記載のある通り120名～150名程度となります。原則、施設整備補助における補助基準額算定の際の人数、認可定員及び利用定員は等しくする必要があります。異なる値にする場合は別途協議が必要です。

項 目	新園舎の工事期間
質問内容	新園舎の工事期間について、竣工期限はありますでしょうか？
回 答	令和8年4月1日の開園に間に合うよう余裕をもって竣工期限を設定してください。

項 目	建築について
質問内容	現在、駐車場になっている場所に園舎を建てることは可能でしょうか？
回 答	可能です。建築基準法等関係法規を遵守してください。

項 目	新園舎の計画地
質問内容	既存駐車場に新園舎を計画することは可能でしょうか？ (既存園にアスベストが含まれている可能性があるため、既存園舎より離れた場所が良いかと考えております)
回 答	可能です。建築基準法等関係法規を遵守してください。

項 目	実施要項2 ページ (5) 貸付の条件
質問内容	使用貸借の期間については、「契約締結日から」とありますが、具体的にはいつ頃を想定されていますでしょうか。 懸念としては、新保育園運営開始前(選定後～令和7年3月31日)までの間も現保育園は運営されるため、選定事業者が借りている土地で、事故等が起きた場合の責任の所在についてです。 Gの位置に新建物を建築する場合、G部分のみお借りする等の協議は可能でしょうか？
回 答	使用貸借契約については令和5年10月頃に仮契約を締結し、令和5年12月の市議会での議決をもって本契約となる予定です。 事故等が起きた場合の責任については、事故の内容によると考えています。 使用貸借の対象地については、昨年度実施したサウンディングの結果から、新保育園の園舎の形状により、令和7年度までの工事期間中G部分のみ又はG部分とDEFの一部を先行して貸し付けることを想定していることから、G部分のみを先行して貸し付けることは可能です。

項 目	実施要項2 ページ (5) 貸付の条件
質問内容	地質調査及び整備工事において地中埋没物、地中障害が出た場合、その撤去費用も事業者負担となるのでしょうか。
回 答	事業者負担となります。

項 目	仕様書3 ページ 無償貸付の条件⑤…開発等に関する事
質問内容	新保育園の建築工事において必要な場合、安全に配慮した上で、現保育園の園庭を工事車両の駐車、資材の仮置き場等に使用することは可能でしょうか。
回 答	使用可能な面積等、具体的には決定事業者との協議によりますが、可能です。

項 目	新園舎建設工事
質問内容	工事期間中は既存園舎の午睡時間は工事を中断するなど、工事に関する条件があれば教えていただきたい。
回 答	仕様書中無償貸付の条件⑤のとおりとなります。

項 目	新園舎の仕様
質問内容	既存別棟ホールには固定舞台がありますが、新園舎にも同規模のホールや舞台が必要でしょうか？ 必要な場合は、ホールの広さや天井高は同規模のものが必要でしょうか。
回 答	児童福祉法、岐阜県児童福祉施設の設置及び基準に関する条例その他保育所等の基準に関する関連例規等によります。その範囲内で必要とされないのであれば必要ではありません。事業者の判断によります。

項 目	新園舎の仕様
質問内容	既存プールと同様の固定プールは必要でしょうか？必要な場合は、プールの大きさ及び深水を教えて頂きたい。
回 答	児童福祉法、岐阜県児童福祉施設の設置及び基準に関する条例その他保育所等の基準に関する関連例規等によります。その範囲内で必要とされないのであれば必要ではありません。事業者の判断によります。

項 目	施設整備補助金について
質問内容	本事業の施設整備に係る補助金基準額をお示しください。 また、補助金交付対象の制限（株式会社は補助対象外等）はあるのでしょうか。
回 答	当市の保育所等整備交付金は、こども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金」に準じて交付を行います。 令和5年度の補助基準額は、まだこども家庭庁から正式な通知はありませんが（実施要領公告時点）、案は示されています。 補助金交付対象の制限は次のとおりです。 （参考） 質疑応答集（案）（就学前教育・保育施設整備交付金）中交付金のⅠ）基本的事項b）設置主体Q5に対するA5「新子育て安心プラン」の期間（令和3年度～6年度）においては、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く）も交付対象にしており、そのなかには、株式会社等の民間事業者や個人も含まれる。その他、NPO法人も含まれる。 交付要綱案の送付を希望する事業者は、こども未来課のメールアドレス（ kodomo@city.minokamo.lg.jp ）に送付希望のメールをお送りください。

項 目	施設整備に関する補助金
質問内容	<p>国、県及び市の補助要綱等を確認することとなっておりますが、以下考え方で宜しいでしょうか。</p> <p>(定員120名認可保育所の場合)</p> <p>①補助基準額</p> <p>本体工事費：129,300千円 特殊付帯工事：8,950千円 設計料加算：6,913千円 開設準備費加算：1,200千円 地域スペース活用促進加算：1,920千円 合計：148,283千円・・・国負担 74,141千円・・・市負担</p> <p>②補助金額</p> <p>148,283千円+74,141千円×1/4=55,606千円 ・・・事業者負担</p>
回 答	<p>当市の保育所等整備交付金は、こども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金」に準じて交付を行うことから、当該交付金のとおりとなります。</p> <p>なお、当市の補助要綱により事業主負担分×3/4を別途独自補助として給付します。</p>

項 目	保育所等整備交付金について
質問内容	<p>今回、株式会社も提案への参加が可能とされておりますが、保育所等整備交付金についても交付対象となるのでしょうか。</p>
回 答	<p>当市の保育所等整備交付金は、こども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金」に準じて交付を行います。</p> <p>(参考)</p> <p>質疑応答集(案)(就学前教育・保育施設整備交付金)中交付金のI)基本的事項b)設置主体Q5に対するA5「新子育て安心プラン」の期間(令和3年度～6年度)においては、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者(公立施設を除く)も交付対象にしており、そのなかには、株式会社等の民間事業者や個人も含まれる。その他、NPO法人も含まれる。</p>

項 目	実施要項 2 ページ (5) 貸付の条件
質問内容	貸付期間は10年を基本とされていますが、新たに建築した園舎の耐用年数未満で事業を終了した場合、整備補助金の返還義務は生じるのでしょうか。
回 答	当市の保育所等整備交付金は、こども家庭庁の「就学前教育・保育施設整備交付金」に準じて交付を行います。 返還義務についても準じて対応すると考えています。

項 目	用地整備
質問内容	既存園舎解体後の用地整備は、園庭の土まで実施していただけるのでしょうか。
回 答	保育に必要な範囲での用地整備を想定しています。解体及び整地工事の設計を令和6～7年度中に予定していますが、その中で事業者とも意見交換を行う予定です。

項 目	既存園舎の解体工事
質問内容	解体期間はいつを想定しておりますでしょうか。 また、既存プール及び別棟ホールの解体も既存園舎と同時期となりますか？
回 答	現保育園の園舎は、令和8年度の解体を予定しています。 既存プール及び別棟ホールの解体も原則同時期と考えますが、事業者の提案内容によって若干の変更はあるものと考えています。

項 目	敷地北側フェンス工事
質問内容	敷地北側のフェンス工事は既存園舎解体工事完了後に着手と考えて宜しいでしょうか？また、その場合、2か年工事となるのでしょうか？
回 答	既存園舎解体工事と並行し行うことを予定しています。ただし、事業者によっては残すことを希望されることも想定しています。